

2024年10月 日

東京地方検察庁 検事正 殿
東京地方検察庁 次席検事 殿
東京地方検察庁 刑事部長 殿
東京地方検察庁 検察官 検事 殿
警視総監 殿
警視庁 留置管理第一課長 殿
警視庁〇〇警察署長 殿
警視庁〇〇警察署 警務課長 殿
警視庁▲▲警察署長 殿
警視庁▲▲警察署 刑事課長 殿
警視庁▲▲警察署 司法警察員 警部補 殿
警視庁本部 取調監督室 御中

●●●●氏弁護士

弁護士 三 宅 千 晶

弁護士 菊 池 皓 野

抗 議 書

警視庁〇〇警察署にて勾留されている●●●●氏に対する処遇について、下記のとおり嚴重に抗議する。

記

1. 事実関係

2024年10月□日、●●氏が警視庁〇〇警察署警務課職員（以下、「本件職員」という。）から取調べのため出房するよう求められたのに対し、●●氏は、「取調べを拒否するため出房しない」旨回答した。

そうしたところ、同日の昼食の際、本件職員は、●●氏以外の被留置者に対し

てはパンなど通常の分量の食事が提供し、さらに飲み物もコーヒー牛乳又はジュースなどを提供したにも関わらず、●●氏に対しては、極めて少量のおにぎり1個及び湯を提供した（以上、「本件行為」という。）。

●●氏が本件職員にその理由を尋ねたところ、本件職員は、「君は検事に呼ばれていて、君の食事は検察庁に行っているからここにはない。君が取り調べに行かなかったから通常の食事が提供できなかったんだよ」と述べた（以上、「本件回答」という。）。

2. 抗議

(1) 黙秘権侵害に他ならないこと

本件行為に対する本件回答は、「取調べを拒否した場合には、留置施設において食事制限が行われること」を示唆するものである。

したがって、本件行為及び本件回答は、●●氏の黙秘権の行使を妨げようとするものに他ならないから、憲法38条1項に反し、違憲である。

(2) 国賠法上も違法な行為であること

ア さらに、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「法」という。）186条1項2号は「食事」を被留置者に支給する旨を定めている。

法が被留置者の人権を尊重することをその目的としていることにかんがみても、同号が定める「食事」とは被留置者にとり社会通念上必要な量及び栄養素を含むものであることが求められることは言うまでもない。現に、東京高等裁判所令和2年1月15日判決（LEX/DB25570772）は、「逮捕、留置の目的に反しない限り、身柄を拘束された被疑者には、生命・身体の維持に必要な活動を行うことが保障されなければならない。また、逮捕、留置による身体の拘束に通常伴うものとはいえないような精神的・肉体的な苦痛を被疑者に与えることも許されないというべきであるから、これらに反する態様で行われた被疑者の身柄拘束は、逮捕、留置に伴い法律上許容された限度を超えて被疑者の自由を制限したこととなり、これを行った公務員はその職務上の義務に違反したものとして、国家賠償法上も違法にな

ると解するのが相当である」と判示している。

このように、本件職員は●●氏に対し、社会通念上必要な量及び栄養素を含む食事を提供する義務を負っている。法務省「留置施設における処遇改善」によると、社会通念上必要な量及び栄養素を含む食事については、「留置施設において被留置者に提供する糧食は、いずれも各留置施設の近傍の業者が調理するもので、主食 1234 キロカロリー 副食 998 キロカロリー 計 2232 キロカロリーを基準とする糧食が提供されている。」との記載がある。すなわち、1日 2232 キロカロリーが社会通念上必要な量及び栄養素を含む食事であるとされていると言える。これに対して、本件において●●氏に対して提供された昼食は極めて少量のおにぎり1個及び湯だったというのであるから、この日●●氏に対して提供された食事が、社会通念上必要な量及び栄養素を含むものでなかったことはいままでもない。

したがって、本件行為は、上記義務に反するものとして、国家賠償法上も違法な行為と言わざるを得ない。

イ 本件職員は、●●氏に対して明らかに量の少ない食事を提供した行為の理由として、●●氏に対し、本件回答を伝えたのであるが、●●氏及び弁護人は、遅くとも前日の昼 12 時 20 分までの間に、警視庁〇〇警察署警務課長に対して「通告書」を FAX で送付している（添付資料 1 及び 2）。

当該通告書には、●●氏が今後一切の取調べを受けることを拒否すること、●●氏が出房しないことが記載されている。したがって、仮に●●氏が 10 月〇日に検察官による取調べに呼ばれたとしても、●●氏が検察庁へ行かないであろうことは、本件職員において十分に予測可能であった。

そうである以上、本件職員らは、●●氏の昼食を用意しておくべきであったのであるから（さらにそれは可能であったと考えられる。）、●●氏が検察官の取調べに行かなかったことは、●●氏に適切な食事を提供しないこととの理由とはならない。なお、これまでの間、同じように検察官による取調べに行かなかった他の被留置者に対して、適切な食事が提供されなかったことはない。

結局、本件職員による本件行為には何ら合理的な理由はなく、本件行為は、いわば「嫌がらせ」ないし「見せしめ」を目的としたものと言わざる

を得ず、極めて悪質で違法性の高いものであると言わざるを得ない。

(3) 結語

以上のように、本件行為は明らかに黙秘権を侵害するものである上、正当な理由なく●●氏に著しい苦痛をもたらすものであるから、本書面により嚴重に抗議する。速やかに事実関係を調査の上、調査結果を以下の弁護士連絡先まで書面にて報告されたい。

なお、弁護士としては、本件行為について国家賠償請求を行うことを検討しているが、加えて裁判所に対しては、勾留場所変更を求める予定である。また、今後万が一●●氏の供述録取書が作成された場合には、留置業務において食事制限を行うことにより、これを捜査に不当に利用して供述を強要したものとして、全ての供述録取書の任意性を争うことを付言する。

添付資料

- | | | |
|---|---------------|-------|
| 1 | 本人名義の通告書（写し） | 1 通 |
| 2 | 弁護人名義の申入書（写し） | 各 1 通 |